

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2013 年 4 月号 | No. 4/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## **PATENTSCOPE 検索システム**

### **国内特許コレクション： 米国**

PATENTSCOPE 検索システムは、米国の国内特許コレクション、1790 年から現在までの 1000 万件を超えるデータを追加しました。これにより WIPO の PATENTSCOPE のコレクションは検索可能な特許文書が 2800 万件を超えました。また、そのうち 220 万件は公開された PCT 出願です。次のリンク先から利用可能です。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

これにより 30 の国内又は広域官庁のデータが PATENTSCOPE 検索システムで利用可能になりました。各官庁の文献蓄積範囲に関する情報も上記ウェブページのヘルプメニューから参照可能です。

### **PATENTSCOPE 検索システムのパワーポイントプレゼンテーション資料**

ウェビナーに次のトピックスが掲載されました。

- ・新たなインターフェイスと検索結果リスト（2013 年 3 月）
- ・多言語検索（CLIR）の利用方法（2013 年 2 月）
- ・PATENTSCOPE 検索システムにおける詳細検索の利用方法（2013 年 1 月）

ウェビナーで使用されているパワーポイントスライドは次のリンク先から参照できます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/webinar/index.html>

## **PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット**

### **オーストリア特許庁と韓国知的所有権庁**

オーストリア特許庁と韓国知的所有権庁 (KIPO) の 2 庁間で、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2013 年 3 月 1 日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁により PCT フレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、他方の国内段階で早期審査を利用することができます。

オーストリア特許庁と KIPO 間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.patentamt.at/Erfindungsschutz/Schutzrechte/PPH/>

(独語)

[http://www.patentamt.at/Erfindungsschutz/Formulare\\_und\\_Gebuehren/](http://www.patentamt.at/Erfindungsschutz/Formulare_und_Gebuehren/)

(2ヶ国語(独語と英語)の文書へのリンクが設けられています。)

[http://www.kipo.go.kr/upload/sil\\_kuk/athighway\\_guide\\_en.pdf](http://www.kipo.go.kr/upload/sil_kuk/athighway_guide_en.pdf)

[http://www.kipo.go.kr/upload/sil\\_kuk/athighway\\_pctpghguide\\_kr.pdf](http://www.kipo.go.kr/upload/sil_kuk/athighway_pctpghguide_kr.pdf)

(韓国語)

## 国立工業所有権機関(ポルトガル)と米国特許商標庁(USPTO); 知的所有権庁(フィリピン)とUSPTO

国立工業所有権機関(INPI)(ポルトガル)とUSPTOの2庁間、知的所有権庁(フィリピン)(IPOP HL)とUSPTOの2庁間で新しいPCT-PPH 試行プログラムが2013年1月29日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのUSPTOによりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告(第II章)を受理したPCT出願について、ポルトガル及びフィリピンの国内段階で早期審査を利用することができます。

INPI(ポルトガル)とUSPTO間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2013/week12/TOC.htm#ref13>

IPOP HLとUSPTO間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/og/2013/week14/TOC.htm#ref15>

PCT-PPH ページは更新され、以下のウェブサイトからご参照いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## 改正PCT規則と国内法令との不適合通知の取下げ

### PH フィリピン(PCT規則20.8(a)及び(b)) (補遺)

フィリピンによってなされた2007年4月1日以降有効とするPCT規則20.8(a)及び(b)(要素及び部分の引用による補充)に基づく不適合通知の取下げ(PCT Newsletter 2012年12月号参照)について、フィリピンの知的所有権庁(IPOP HL)は、その日以降に受理官庁及び指定官庁としてのIPOP HLによりなされた要素及び部分の引用による補充の確認に対するいかなる判断も無効と認めると国際事務局に通報しました。当該官庁は出願人の明確な請求に基づき、引用補充に関するいかなる不利な決定も無視し、更なる適切な手続きのため当該国際出願を担当審査官に送付します。

**WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)**

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することにより、PCT 出願人は、先の出願の謄本を出願人自身が国際事務局 (IB) に提出、又は、PCT 出願の受理官庁として行動する官庁に対して先の出願を出願している場合に、先の出願の謄本を作成し IB に送付するよう当該受理官庁に対して請求するといった手段に代えて、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう IB に対して請求することが可能です。2012 年 7 月 1 日から、アクセスコードを用いることによって官庁が DAS から優先権書類を取得する新たな手続き (新ルート) が導入されました。出願人は、第二国の官庁に出願人ポータル経由で優先権書類を取得するための権限を付与する代わりに、当該アクセスコードを第二国の官庁に直接提供することができます。

**日本国特許庁と中華人民共和国国家知識産権局**

日本国特許庁 (JPO) (2013 年 3 月 17 日から発効) と中華人民共和国国家知識産権局 (2013 年 4 月 15 日から発効) は 2012 年 7 月 1 日に施行した改正枠組み規定の paragraph 10 及び 12 に従い、新ルートによって “depositing Office” (第 1 国官庁) 及び “accessing Office” (第 2 国官庁) として優先権書類の受け渡しを行う旨 IB に通報しました。これにより、特に優先権書類を新ルートに移行した他の官庁へ送付、または他の官庁から送付するよう請求する際に、DAS の利用がより簡易になりました。さらに上記官庁はそれぞれ記載した日付から、多くの技術的及び運用上のオプションを採用しています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#japan> (日本国特許庁)

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#china> (中華人民共和国国家知識産権局)

**PCT 最新情報**

GB : イギリス (手数料)  
 MX : メキシコ (手数料)  
 MY : マレーシア (管轄国際調査及び予備審査機関)  
 RO : ルーマニア (出願言語)  
 US : アメリカ合衆国 (手数料)

**調査手数料と国際調査に関する他の手数料 (エジプト特許庁、イスラエル特許庁)****国際予備審査手数料と国際予備審査に関するその他の手数料 (エジプト特許庁)****PCT-SAFE 更新****PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース**

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン (2013 年 4 月 1 日付け version 3.51.059.235) が次のウェブサイトからダウンロード可能になりました。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

詳細は次のリンク先の PCT e-Services ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

## インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT ウェビナー

PCT ウェビナーページが更新され、2013 年 4 月 9 日付けの英語による ePCT に関するウェビナーが追加されました。パワーポイント資料もダウンロードできます。下記ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

### PCT 規則

2013 年 1 月 1 日発効の PCT 規則の独語、スペイン語版がアラビア語、中国語、英語、仏語、イタリア語、日本語及びロシア語に加えて利用可能になりました。下記ウェブサイトをご覧ください。

(独語) [http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf)

(スペイン語) [http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs.pdf)

スペイン語版は HTML 形式でも利用可能です。下記ウェブサイトをご覧ください。

(スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/es/texts/rules/rtoc1.htm>

### PCT Newsletter メーリングリストリマインダー

PCT Newsletter メーリングリストを購読することにより、新たに PCT Newsletter が発行された時に通知されます。下記ウェブサイトの関連ボックスに e-mail アドレスを入力することにより簡単に入会登録できます。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.html>

なお、ご利用のメールソフトによって WIPO e-mail アドレスがスパムメールとして間違っ  
て検出されないように、「WIPO mailing list [no-reply@wipo.int]」の e-mail アドレスを受信  
できるように設定をお願いいたします。

### WIPO GREEN について

WIPO では企業パートナーと共に、“WIPO GREEN”として知られる新しいプラットフォーム（枠組み）のパイロット版を立ち上げました。これは、環境技術の開発、展開を加速しようとするもので、それにより環境技術の世界的な普及を促進します。

WIPO GREEN は既存の環境技術（または環境に優しい技術（ESTs））に関する知識を向上し、よりアクセスしやすくするように作られました。また、気候変動に関する技術的挑戦への解決策を探しやすくすると共に、マーケティングや業務提携をする機会が持てるようになっていきます。具体的には、WIPO GREEN が“技術を提供する側”の既存の技術、ノウハウや専門知識を“技術を求める側”が示すニーズとマッチングさせる仕組みになっていますが、技術移転のための合意を形成する役割までには及んでいませんので、当事者間の個別の交渉により合意されるため、ビジネス上の決定をする上で、より柔軟であるといえます。

WIPO GREEN は二つの要素から成り立っています：

- (1) WIPO GREEN データベース
  - ・ユーザの環境技術をライセンスや業務提携のために提供することができます。
  - ・ユーザのニーズを示すことができます。
  - ・技術とニーズを検索することができます。
- (2) WIPO GREEN ネットワーク
  - ・技術移転を支援するためのアドバイスとサービスを得るためにあります。
  - ・企業、大学、政府、政府間組織や NGO の世界中の専門家と繋がっています。

ESTs のやりとりを支援し、広く普及させるという観点において、ステークホルダの活発な参加は WIPO GREEN の効果を左右します。プラットフォームのユーザの数を多くすれば多くするほど、環境問題を解決するために技術を提供する側と技術を求める側とのマッチングできる可能性が高まります。なお、WIPO GREEN プラットフォームの利用は無料です。

詳細は、次のリンク先の WIPO GREEN のウェブサイトをご覧ください。

<https://www3.wipo.int/wipogreen/en/about/>

次のリンク先の *WIPO Magazine* の 2012 年 6 月号に掲載されている“WIPO GREEN: Facilitating Dissemination of Green Technology”という記事もあわせてご参照ください。

[http://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/2012/03/article\\_0006.html](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2012/03/article_0006.html)

WIPO は ESTs に関連した特許情報検索を手助けするための国際特許分類 (IPC) に関連づけられたオンラインツールである“IPC Green Inventory”も開発しています。PCT に基づいて出願されたすべての“green (環境に優しい)”国際出願を自動的に検索し表示するために PATENTSCOPE 検索システムにハイパーリンク付けされています。IPC Green Inventory の詳細は *PCT Newsletter* 2010 年 10 月号をご覧ください。

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

### **新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IPTS – International Patent and Trademark Index”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが IB に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑

わしい請求書を受け取った場合には、IBにご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール：[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

### **EPO における早期広域段階の処理の請求に関するお知らせ**

欧州広域段階への移行期限は PCT 第 22 条 (3) や第 39 条 (1) (b) に基づき優先日から 31 ヶ月ですが、指定／選択官庁としての欧州特許庁 (EPO) は通常、その移行期限が満了するまで国際出願の手続きを開始しません。しかし、出願人は PCT 第 23 条 (2) や第 40 条 (2) に基づき早期処理の請求が可能です。2013 年 2 月 21 日付けの通知の中で、EPO は欧州段階での処理のための請求をする際の要件とそれによる結果についての詳細情報を開示しています。また、その通知は早期処理の請求をする際の注意すべき事項に焦点をあて、Euro-PCT Guide (<http://www.epo.org/applying/international/guide-for-applicants.html>) における関連情報を明確にし、手続きに関する見解を述べています。

この通知は EPO の *Official Journal* 2013 年 3 月号に掲載され、次のウェブサイトでご覧いただけます。

[http://archive.epo.org/epo/pubs/oj013/03\\_13/03\\_1563.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj013/03_13/03_1563.pdf)

### **実務アドバイス**

#### **更なる手続きのため国際出願が管轄外の受理官庁により受理官庁としての国際事務局に送付された場合にとられるべきアクション**

**Q:** PCT に基づく国際出願をしましたが、受理官庁が国際出願の受理を管轄しないとして、更なる手続きのために、国際出願は受理官庁としての国際事務局に送付された旨通知がありました。何かすべきことはありますか？

**A:** 国際出願が PCT 受理官庁として行動する官庁にされ、その官庁が出願人の国籍や住所、出願のなされた言語、または国内官庁と国際事務局 (IB) 間の合意による他の理由で、その国際出願の受理を管轄しない場合は、PCT 規則 19.4 に基づくセーフガードの手続きが適用されます。その手続きに基づき、その出願は、国際出願日の認定に関する PCT 第 11 条に規定された要件が満たされていることを条件に、管轄外の官庁での受理日はそのまま維持されて国際出願日と認められ、受理官庁としての IB (RO/IB) に送付されます。IB がすべての PCT 締約国の居住者及び/または国民のために受理官庁として行動し、RO/IB がすべての言語の国際出願 (必要に応じ翻訳書の提出が条件。以下を参照。) を受付けることは PCT の大変便利な特徴です。

国内 (広域) 官庁は、RO/IB への国際出願の送付に関して、送付手数料に等しい手数料を請求することができます (PCT 規則 19.4 (b)) が、すでに支払われた国際出願手数料及び調査手数料のような手数料は、国内官庁により払い戻され、出願人は RO/IB に対して所定の手数料 (送付手数料を含む) を支払わなければなりません。

当該国際出願を受理したら、RO/IB は当該出願に新規の PCT 出願番号 (PCT/IB.../...) を付与します。手数料の支払いに関して、支払いのための 1 ヶ月の期限の開始日である国際出

願の受理日は RO/IB が実際に受理した日とみなします（管轄外の官庁での受理日ではありません—PCT 規則 19.4 (c) を参照）。したがって、結果的に出願人は RO/IB から通知を受けることになるので、RO/IB から送付される新規の出願番号の通知や受理官庁によって通常発行される通知（例えば、所定の手数料の支払いに関する通知、国際出願日の認定、欠陥の補充の求めなど）を受ける前に一般的にいかなるアクションもとる必要がありません。このとき、例えば、管轄外の受理官庁での予納口座からの引き落としから、RO/IB での ePayment へというように、手数料の支払い方法を変える必要があります。

RO/IB は、出願人が代理人により代理されることを要求していませんが、もし代理人がすでに指名されている場合は、その代理人は、RO/IB に対して業として手続きをとる権能を有するために、出願人が居住者又は国民である締約国の国内官庁、又はその締約国のために行動する国内官庁に対して業として手続きをとる権能を有していなければいけません（PCT 規則 83.1 の 2）。例えば、もしある米国の代理人が、住所や国籍がブラジルである出願人の代理で、まちがって受理官庁としての米国特許商標庁（USPTO）に国際出願を出願した場合、この代理人は国立工業所有権機関（ブラジル）に対して業として手続きをとる権能を有さないかもしれず、もしそうであるなら、RO/IB に対して業として手続きをとる権能を有さないこととなります。そのような代理人の立場は、RO/IB によって職権により通信のための特別な住所へと変更され（PCT 規則 4.4 (d)）、そして、その代理人は国際出願に関する支払いはできませんが、当該出願に関する出願人の代理で行動する権能を有さず、単に当該出願に関する通信を受け取るのみとなります。（通信のための特別な住所に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2002 年 7 月号を参照）。そのような場合において、出願人は RO/IB に対して行動する権能を有する新たな代理人を選任するか、さもなければ、出願人からのいかなる通信も少なくとも共通の代表者と考えられる出願人によって署名される必要があります（PCT 規則 90.2 (b)）（すべての出願人による署名が必要な取下げ以外（PCT 規則 90 の 2.5)）。

IB が受理官庁の場合、管轄国際調査機関は、出願が管轄国内／広域官庁に出願されたとしたならば管轄したであろう国際調査機関（ISA）となります（PCT 規則 35.3）。もし、国際出願で選択した ISA が管轄外ならば、管轄する他の ISA を選択する必要があります（一つ以上の管轄 ISA がある場合—もし唯一の ISA が管轄する場合は不要）。上記の例において、ブラジルの出願人が誤って USPTO に出願した場合でも、ISA として USPTO を選択可能です。なぜなら、受理官庁としての国立工業所有権機関（ブラジル）は、USPTO を管轄 ISA として特定しているからです。

国際出願は RO/IB にいかなる言語でも出願することができます（願書を除き、PCT に基づく 10 の公開言語（アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語あるいはスペイン語）の一つの言語で出願しなければなりません）が、もし明細書と請求の範囲の言語が国際調査を行う ISA により認められていないのであれば、RO/IB が国際出願を受理した日から一ヶ月以内に、ISA により容認され公開言語でもある言語での翻訳文を RO/IB に提出することが求められます。（PCT 規則 12.3）

なお、PCT-SAFE のような e-filing ソフトを利用すれば、出願を提出する前に警告メッセージを受け取るので、管轄でない受理官庁に間違っ出願することが避けられます。

RO/IB に出願する場合の更なる詳細については、以下のウェブサイトをご参照下さい：

<http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html>

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧